

取 扱 基 準

名 称	秋葉区消雪パイプ電気料金等補助金			
補助区分	運営費補助 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/>			
補助金の概要	市が指定した除雪対象道路の交通を確保するために、個人及び団体が設置した消雪パイプの電気料金・融雪施設工事費に対して補助するもの。			
目 標	数値化 <input checked="" type="checkbox"/> 非数値化 <input type="checkbox"/>			
	除雪計画延長の0.3% <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>(補助対象延長)</td> <td>1.59km</td> </tr> <tr> <td>(市道除雪計画延長)</td> <td>574.20km</td> </tr> </table> <目標が数値でない場合の評価方法>	(補助対象延長)	1.59km	(市道除雪計画延長)
(補助対象延長)	1.59km			
(市道除雪計画延長)	574.20km			
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。			
補助対象経費の内 容	消雪パイプの使用に要した電気の基本料金及び使用料金 融雪施設の設置に要した工事の費用			
補助額 及びその算定方法 又は補助率	・道路以外の部分がある場合は延長で按分した道路部分の電気料金 ・市長が必要と認めた電気料金の2分の1以内(100円未満の端数切り捨て) ただし市の予算の範囲内とする。 ・市長が必要と認めた工事費用の2分の1以内(100円未満の端数切り捨て) ただし市の予算の範囲内とする。			
	<補助額が5万円未満, 又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由>			
開始時期	令和 3年 4月 1日			
評価の時期	令和 5年 9月30日			
終 期	令和 6年 3月31日			
	(終期が3年を超える場合の理由)			
補助事業者による 情報の公表	[内容] 補助事業者は自治会等であり、情報公開する媒体を持ち合わせていないところが多いため、秋葉区建設課で実績報告書写しを閲覧できるものとする。			
	[媒体]			
担当部署	秋葉区役所 建設課 管理係 電 話 : 0250-25-5690 (直通) e-mail : kensetsu.a@city.niigata.lg.jp			